

ケアセンターしらかばの郷 短期入所生活介護事業所及び 介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人苫小牧慈光会が開設するケアセンターしらかばの郷短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、その他（以下「短期入所生活介護及び短期予防生活介護事業従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業従事者は、事業所の利用中において、利用者が可能な限り居宅生活と連続して生活が送れるよう配慮しつつ、その有する能力に応じて、利用者が相互に社会関係を築き、自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の介護及び機能訓練等を支援し、利用者の生活機能の維持並びに向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう努めるものとする。

2 利用者の人権の擁護及び虐待の防止、また、利用者個人の意志及び人格を最大限に尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ケアセンターしらかばの郷 短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 北海道苫小牧市しらかば町5丁目5番6号

(地域密着型介護老人福祉施設 ケアセンターしらかばの郷併設)

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（介護予防短期入所生活介護を含む。）

(1) 管理者 1名（常勤職員）

① 管理者は、事業所の従業員の管理、短期及び介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の利用に係る調整、業務の実施把握、その他、運営・管理を一元的に行い、事業所の運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名（非常勤職員）

① 医師は、利用者の健康管理に留意し、必要に応じ適切な治療措置を講じる。

(3) 生活相談員 1名（常勤兼務職員）

① 生活相談員は、利用者の個々の心身の状況を含み、その利用者が置かれている環境等を的確に把握し、利用者、家族に対して適切に相談援助等を行う。

(4) 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員）

- ① 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿って、利用者の心身の状況、利用者の有する能力、利用者及び家族の希望並びにその置かれている環境を踏まえて作成するものとする。
- ② 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の実施等を従業者と協議し、併せて必要に応じ短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の変更等の業務を行うとともに、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (5) 看護職員 2名以上（常勤兼務職員2名）
 - ① 看護職員は、利用者の健康保持、増進のための援助を行う。
- (6) 機能訓練指導員 2名以上（常勤兼務職員2名）
 - ① 機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。
- (7) 介護職員 24名以上（常勤職員20名以上・常勤兼務職員1名・非常勤職員3名以上）
 - ① 介護職員は、利用者の特性と健康状態に注意し、適切な介護サービスを行う。
- (8) 栄養士 1名（常勤職員）
 - ① 栄養士は、利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、豊かな食生活が提供されるよう栄養管理業務を行う。
- (9) 事務職員 1名（常勤職員）
 - ① 事務員は、会計及び利用者の徴収金等を行う。

第3章 利用定員及び通常の送迎実施地域

（利用定員）

第5条 1日の利用定員は19名とする。

（2ユニットの内、1ユニット10名、1ユニット9名）

2 但し、介護予防短期入所生活介護を含む。

（定員の遵守）

第6条 災害時、虐待等やむ得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、苫小牧市の区域とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び 利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たって、入所申込者及びその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（サービス提供の開始及び終了）

第9条 心身に著しい障害があり、また、家族の疾病並びに冠婚葬祭などの理由から居室において一時的に介護が困難な者に対して、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 利用申込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

- 4 利用者が退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報提供やその家族に施設での生活、介護状況等の情報提供を行うように努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 利用者の要介護認定が行われていない場合、利用者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう居宅介護支援事業者と連携して援助する。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第11条 施設の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、利用者の有する能力を的確に把握し、利用者の置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、日常生活において利用者の自立を支援する上での課題を把握する。

- 3 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき提供するサービスの内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。

(サービスの取り扱い方針)

第12条 利用者の心身の状況、その有する能力等に応じて、自立した日常生活が送れるような必要な援助、支援するものとして適切な処遇を行う。

- 2 職員は、利用者が各ユニットにおいて、それぞれの役割を持って生活が営まれるよう支援するとともに、利用者個人のプライバシーにも配慮する。

- 3 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、必要事項を分かりやすく説明する。

- 4 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第13条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、各ユニットにおいて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう利用者の心身の状況に応じて適切な介護技術をもって行うとともに、日常生活における役割を持って生活が送れるよう適切に支援する。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持。
- (2) 心身の状況に応じて、適切な方法で排泄に対する自立への支援を行う。
- (3) おむつを使用せざるを得ない利用者について、排泄の自立を図りつつ、適切に交換する。
- (4) 離床、着替え、整容等、適切に介護を行い、利用者の心身の活性化を図る。
- (5) 常時1人以上の常勤職員を介護に従事させる。
- (6) 生活機能の改善又は維持のための生活機能訓練。
- (7) 健康管理。

(食事の提供)

第14条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、また、利用者の自立支援に配慮して、心身の状況に応じて必要な食事時間の確保に配慮しつつ、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意見を尊重し、可能な限り離床して共同生活室で食事を行う。

- 2 食事時間はおおむね次の時間とする。

- (1) 朝食 午前 7時30分～
- (2) 昼食 午前11時45分～
- (3) 夕食 午後17時15分～

(相談及び援助)

第15条 利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 16 条 利用者の嗜好に合わせた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

(機能訓練)

第 17 条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な生活訓練動作を行い、機能の減退防止を図ることに努める。

(健康管理)

第 18 条 施設の医師（嘱託医）又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための必要な措置を講ずる。

(利用料等の受領)

第 19 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた短期入所生活介護サービス費及び介護予防短期入所生活介護サービス費の 1 割、2 割及び 3 割とし、その他各種加算等においても同様とする。

2 特定入所者介護サービス費としての居住費（滞在費）及び食費（食材料費及び調理費）は、厚生労働大臣が定めた基準費用額を限度額として、費用を徴収する。

但し、市町村民課税状況により利用者負担段階が 1 段階から 3 段階に該当する利用者の負担限度額（費用の軽減措置）が講じられた場合、その額を利用者から徴収する。

なお、食費（食材料費及び調理費）については、1 食ごとに分け食した実食数を徴収する。

(1)	ユニット型個室	19 床	1 日	2,066 円
(2)	食費（食材料費及び調理費）		朝	311 円
			昼	532 円
			夕	602 円
			1 日食費合計	1,545 円

負担限度額（日額）

利用者負担段階			食費	ユニット型個室
第 1 段階	生活保護受給者 または中国残留邦人等支援給付受給者		300 円	880 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 82.65 万円以下の方	600 円	880 円
第 3 段階①		前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 82.65 万円超 120 万円以下の方	1030 円	1370 円
第 3 段階②		前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	1360 円	1470 円

- 3 前項のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から実費徴収する。
- (1) 利用者が選定する特別な食事（実費）
 - (2) 日常生活費のうち、利用者が負担させることが適当と認められる身の回り品、教養娯楽費（別表1参照）
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（保険給付の請求のための証明書）

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合にはサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者及びその家族に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第21条 利用者は、管理者、生活相談員、看護師、介護職員などの指導による日課を励行、共同生活の秩序を保ち相互の親睦を図る。

（衛生保持）

第22条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

（禁止行為）

第23条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または、自己の利益の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又は、これを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第24条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 消防機関、関連施設、地域等と連携し、年3回以上、避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制）

第25条 利用者に対して適切なサービスを提供できよう職員の勤務体制を定める。

- 2 職員の配置については、昼間についてはユニットごとの常時1名以上の職員を配置し、夜間及び深夜については2ユニットごとに1名以上の職員を配置し、サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。
- 4 従事者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年6回

(衛生管理等)

第26条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品・医療器具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講ずる。

(掲 示)

第27条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第28条 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(広 告)

第29条 施設の広告をする場合には、その内容を虚偽又は誇大なものとししない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第30条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

2 居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第31条 利用者からの苦情を迅速且つ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の依頼、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合には、それに従い改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第32条 施設運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第33条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(緊急時の対応)

第34条 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要に応じて、速やかに主治医の医師、または施設の定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第35条 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(身体拘束等)

第36条 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。必要な場合は予め家族の同意を得るとともに身体拘束を行う場合は、利用者の心身の状況、緊急やむをえない理由等、記録の整備を行う。

(虐待防止に関する事項)

第37条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第38条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人苫小岳光会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附

則

- | | | |
|----|------------------|-------------|
| 1 | この規程は、平成23年 | 4月1日から施行する。 |
| 2 | この規程は、平成24年 | 4月1日から施行する。 |
| 3 | この規程は、平成24年 | 6月1日から施行する。 |
| 4 | この規程は、平成27年 | 4月1日から施行する。 |
| 5 | この規程は、平成27年 | 8月1日から施行する。 |
| 6 | この規程は、平成28年 | 4月1日から施行する。 |
| 7 | この規程は、平成28年 | 8月1日から施行する。 |
| 8 | この規程は、平成30年 | 8月1日から施行する。 |
| 9 | この規程は、平成31年 | 4月1日から施行する。 |
| 10 | この規程は、令和 1年10月1日 | から施行する。 |
| 11 | この規程は、令和 3年 | 8月1日から施行する。 |
| 12 | この規程は、令和 5年 | 4月1日から施行する。 |
| 13 | この規定は、令和 6年 | 4月1日から施行する。 |
| 14 | この規定は、令和 6年 | 8月1日から施行する。 |
| 15 | この規定は、令和 8年 | 8月1日から施行する。 |

(別表 1)

日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる身の回り品・教養娯楽費

日用品（身の回り品）

歯ブラシ	1 本	1 5 0 円
歯磨き粉	1 本	2 0 0 円
ティッシュペーパー	1 箱	1 0 0 円
入れ歯洗浄剤	1 箱	5 9 0 円
複写物	1 枚	1 0 円

教養娯楽費

外出行事・レクリエーション費用	実費	
テレビレンタル料	1 日	5 0 円